

答 申 書

小牧市国民健康保険運営協議会

令和4年2月1日

3 国運協第 8 号
令和 4 年 2 月 1 日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 石 黒 恵 三

国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和 4 年 1 月 1 7 日付け 3 小保医第 2 3 4 2 号にて当協議会に意見を求められたこのことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 課税限度額の引き上げについて

国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行 6 3 万円から 6 5 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行 1 9 万円から 2 0 万円にそれぞれ改める。